

水質検査の信頼性確保に関する取組について

水道事業者等にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することが最も基本的な責務であり、状況に即応した水質の管理が不可欠

検査義務

- 「水道事業者等は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。」
- 「水道事業者等は、自らが必要な検査施設を設けるか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けたもの(登録水質検査機関)に委託すること」

登録水質検査機関制度

- 昭和52年水道法改正で水質検査委託制度導入(当時は地方公共団体の機関又は指定検査機関(公益法人に限定))
- 平成10年から、指定検査機関に営利法人参入が可能に。
- 水質検査機関の登録制度は、平成15年の水道法改正より導入。
- 平成21年度末で、登録水質検査機関数:218機関、年々増加。
- 一方で、水質検査の信頼性を低下させる不正行為も発覚。

厚生科学審議会生活環境水道部会(平成22年2月2日)において、水質検査料金の引き下げや登録水質検査機関の水質検査の信頼性に関して話題に



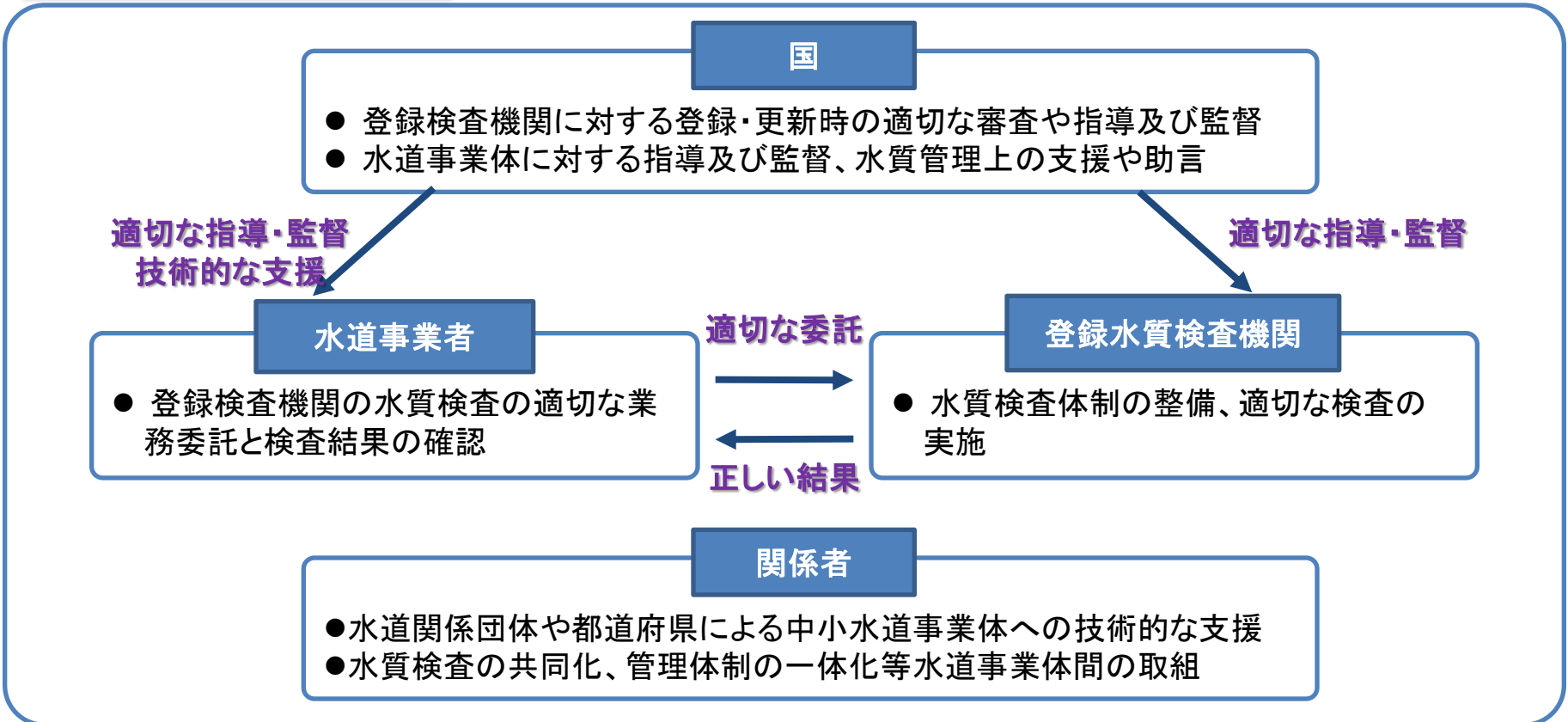
厚生労働省において、「水質検査の信頼性を確保に関する取組検討会」を開催し、水道事業者等が登録水質検査機関に委託する際の取組について検討を開始

水質検査の信頼性確保に関する取組について（関係者が取り組むべき姿勢）

基本的なスタンス

- 水道事業者等は、水質検査を自ら実施する場合も、委託する場合も、水質検査の結果に責任。
- 水道事業者等は、原水の水質汚染や水道施設の自己等が発生した場合にも水質検査を含めた水質管理体制の確保が不可欠。
- 水道事業者等が登録検査機関に委託する増加する状況にあることを踏まえ、水質検査の信頼性を確保するための関係者が一体となって取組が必要。

関係者が取り組むべき姿勢



水質検査の信頼性確保に関する取組について（具体的取組み）

水道事業者等、登録検査機関及び国はそれぞれが具体的措置を講じることが必要。
本報告を踏まえた関係者における水質検査の信頼性を確保するための取組の一層の展開を期待。

具体的な取組み

国	<ul style="list-style-type: none">● 登録申請時や更新時の的確な審査（水質検査業務規程の検査料金・受託上限、検査区域）● 検査に問題が生じる可能性のある登録検査機関に対する、水質検査業務に関する調査の実施● 是正措置の実施に重きを置いた外部精度管理調査の階層化評価の見直し
水道事業者	<ul style="list-style-type: none">● 適切な委託の確保（業務内容、契約形態、委託料、迅速性）及び検査内容の確認● 委託先選定時や委託後の検査機関の精度管理状況の確認● 臨時の水質検査に関する取り決めを契約に明記● 地方公共団体の入札制度に則した低入札価格調査制度や最低制限価格制度の活用● 水質検査業務を落札した登録水質検査機関の検査料金の積算の確認
登録水質検査機関	<ul style="list-style-type: none">● 遵守すべき検査方法に検査法告示の検査、標準作業書の作業、再委託の原則禁止を反映● 検査法告示に遵守すべき基礎的な作業（検量線、試験開始迄の時間、空試験等）を反映● 標準作業書において試料の採取や運搬に関する作業手順の明示、検査法告示との整合● 国や水道事業者の求めに応じて、日常の水質検査業務の確認に関する調査に適切に対応● 水質検査業務規程に定める検査料金や受託した時の検査料金の積算明示化
水道関係団体等	<ul style="list-style-type: none">● 入札条件例、特記仕様書例、チェックリスト、標準歩掛りの作成 等